

春日井市生涯学習まちづくり出前講座要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市生涯学習まちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、行政情報の提供を図り、もって市政に対する理解と関心を深め、生涯学習によるまちづくりを推進するとともに、市民参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、出前講座とは市民等により構成される団体が主催する集会等に市職員等を講師として派遣し、行政に関する講座を開催し、行政情報等を提供することをいう。

(対象)

第3条 出前講座の対象は、10人以上の次に掲げる者で構成された団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所か事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者

(内容)

第4条 出前講座の内容は、別に定める。

(開催時間及び場所)

第5条 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は、市内に限るものとする。ただし、12月29日から1月3日までの間は開催しないものとする。

(申込み等)

第6条 出前講座の申込みをしようとする団体の代表者（以下「申込者」という。）は、当該講座の実施を希望する日の14日前までに出前講座申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 出前講座の会場等の開催準備は、申込者の責任において行うものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、講師派遣の可否を決定し、出前講座決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をする場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師の派遣をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) 第1条の目的に反し、講師の派遣が適当でないとき認められるとき。

(変更等の届出)

第9条 第7条の決定通知を受けた者は、出前講座の開催日時その他申請事項に変更があったとき又は出前講座の開催を取り消そうとするときは、直ちに
出前講座変更・取消届(第3号様式)を届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、出前講座の実施に支障のない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、出前講座変更・取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(講師料)

第10条 出前講座の講師料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市生涯学習まちづくり出前講座要綱、春日井市学習センター設置及び管理要綱及び春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市まちづくり出前講座要綱、春日井市学習センター設置及び管理要綱及び春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市生涯学習まちづくり出前講座要綱の規定は、平成21年4月1日以後に申込みのあったものに適用し、同日前に申込みのあったものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

春日井市生涯学習まちづくり出前講座申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

団体名

〒

住 所

代表者氏名

TEL

春日井市生涯学習まちづくり出前講座講師派遣について、次のとおり申込みます。

希 望 日 時	
場 所	
希 望 講 座 名	
参 加 人 数	在 住 人 在 勤 人 在 学 人 合 計 人
集 会 等 の 名 称	
開 催 目 的	
備 考	

第2号様式（第7条関係）

春日井市生涯学習まちづくり出前講座
決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申し込みのありました講師の派遣について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	可 ・ 否
日 時	
場 所	
希望講座名	
講 師	
備 考	
否決理由	

第3号様式（第9条関係）

春日井市生涯学習まちづくり出前講座
変更・取消承認申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

団体名

〒

住 所

代表者氏名

TEL

年 月 日付け 第 号の決定について、次のとおり（変更・取消し）をしたいので承認してください。

変 更 前

変 更 後

変更・取消し理由

備 考

第4号様式（第9条関係）

春日井市生涯学習まちづくり出前講座
変更・取消承認通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請について、次のとおり（変更・取消し）
を承認しましたので、通知します。

変 更 前	
変 更 後	
備 考	